

令和 7 年度

八王子市立浅川小学校 いじめ防止基本方針

「 いじめには 未然防止に 力入れ

起きたらみんなで 解決図ろう 」

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。